

第5期宮若市子ども・子育て会議 (第1回) 資料

令和4年8月30日
宮若市役所子育て福祉課

本日の進行

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 市長あいさつ
4. 宮若市子ども・子育て会議の概要説明・・・本資料3～6ページ
5. 委員及び事務局職員の紹介
6. 会長及び副会長の選出について
7. 会長及び副会長あいさつ
8. 議題
 - (1) 国の施策と宮若市の現状について・・・本資料7～13ページ
 - (2) ひよこ保育園の認可について・・・本資料14・15ページ
 - (3) 第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画の進行管理及び中間見直しについて
・・・本資料16ページ及び別添「資料②」
 - (4) 第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画「次世代育成支援行動計画分」
進行管理について・・・本資料17ページ及び別添「資料③」
9. 閉会

4. 宮若市子ども・子育て会議の概要説明

子ども・子育て会議とは？

(1) 宮若市子ども・子育て会議は以下の法令に基づく市の附属機関

「地方自治法」「子ども・子育て支援法」

「宮若市子ども・子育て会議条例」



市の附属機関

(2) 役割は、市の子ども・子育てに関する業務に関して、

- ・ **専門的な知見に基づく意見**
- ・ **第三者の視点に基づく意見**

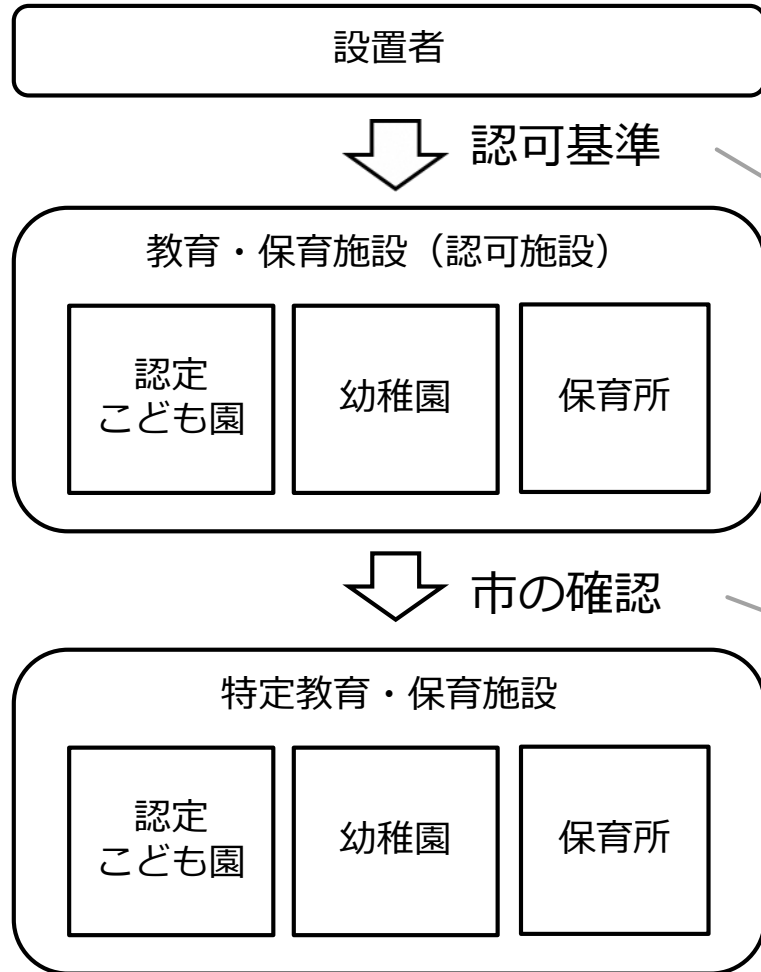


公正・適正な業務執行を
確保することが会議の目的

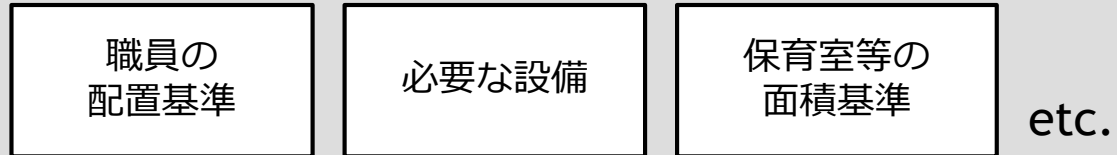
(3) 意見を提出する子ども・子育てに関する業務は、宮若市子ども・子育て会議条例に基づく、次の4つ。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ③ 本市の子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとする場合
- ④ 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し
必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事項

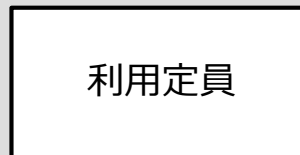
補足1 特定教育・保育施設とは？



- ・ 認定こども園：福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 幼稚園：学校教育法・幼稚園設置基準
- ・ 保育所：福岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例
- ・ その他関係法令：子ども・子育て支援法第34条第1項



- ・ 宮若市子ども・子育て支援法施行規則
- ・ 宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

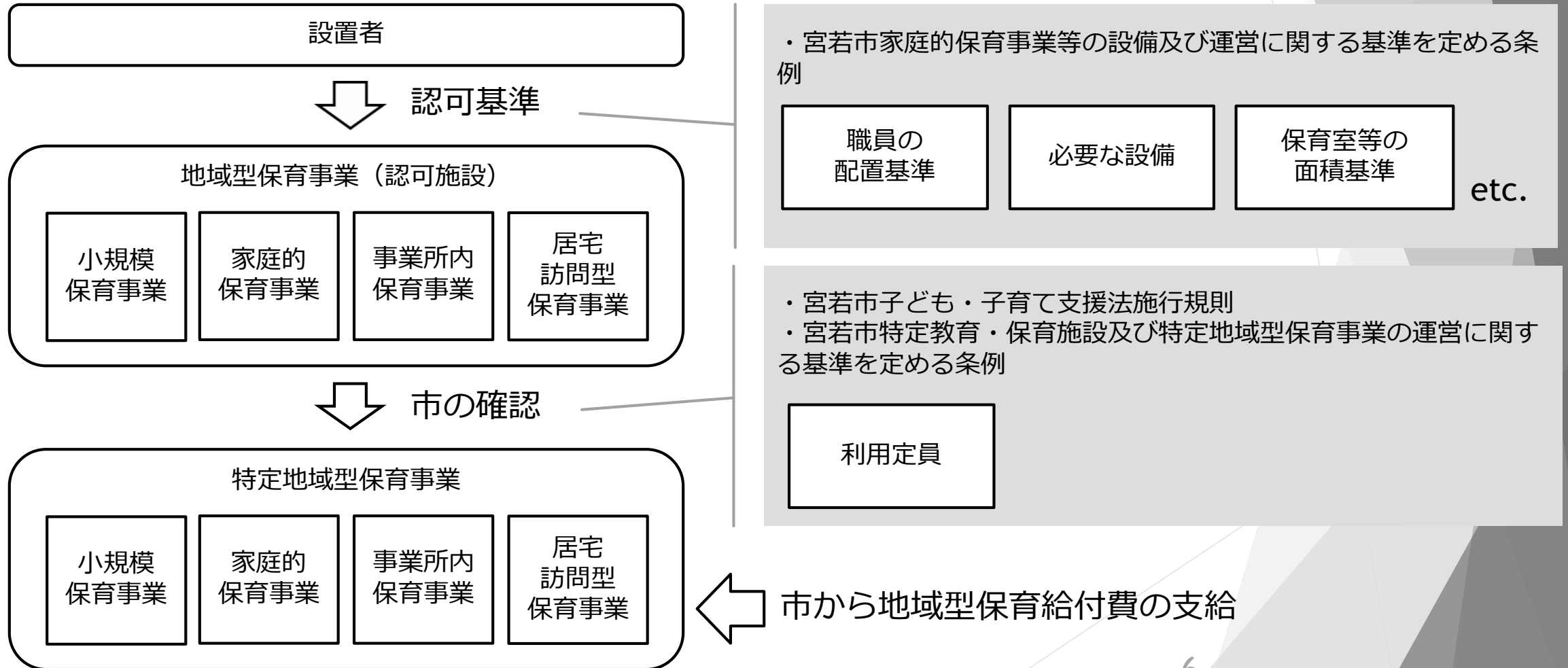


市から施設型給付費・委託費の支給

補足2 地域型保育事業とは？

内閣府・文部科学省・厚生労働省の子ども・子育て支援制度ハンドブックより抜粋のため、ホームページでは公開しません。

補足3 特定地域型保育事業とは？



8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

平成27年4月～ 内閣府の子ども・子育て新制度 スタート (1)

・平成27年4月に、内閣府によって、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

●消費税率引き上げ増収分を活用

・新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分を活用し、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えることになりました。

●市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子育て支援のニーズ把握を把握し、計画的に子育て支援を実施すること

●新たに「地域型保育」が創設される（前ページ参照）

・保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する地域型保育が創設されました。

8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

平成27年4月～ 内閣府の子ども・子育て新制度スタート (2)

●施設を利用する場合の市町村の認定制度が始まる

・幼稚園や保育所などの施設の利用を希望する場合に、居住する市町村から利用のための認定を受ける制度が始まりました。

●認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる

・幼稚園は一律だったり、保育所は子どもの年齢や階層区分で保育料が決められていましたが、保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されることになりました。国が定める上限の範囲内で、それぞれ市町村が保育料を定めます。

・多子世帯やひとり親世帯等について、保育料の負担軽減における国の最低基準が定められました。

●地域の子育て支援の充実

・市町村において、「利用者支援」「地域子育て支援拠点」「一時預かり」「ファミリー・サポート・センター」「子育て短期支援（ショートステイ、トワイライトステイ）」「病児保育」「放課後児童クラブ」「乳児家庭全戸訪問」「養育支援訪問」「妊婦健康診査」など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実させることになりました。

8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

令和元年10月1日～ 内閣府の幼児教育・保育 無償化スタート(1)

・令和元年10月から、内閣府によって、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料の無償化が開始されました。

● 幼稚園、保育所、認定こども園・地域型保育の利用料

3歳～5歳	無料 ・満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間（幼稚園は満3歳から。）		
0歳～2歳	有料。多子世帯の減免は継続 <table border="1"><tr><td>第2子 半額</td><td>第3子以降 無料</td></tr></table> 住民税非課税世帯は無料	第2子 半額	第3子以降 無料
第2子 半額	第3子以降 無料		

※保育所等を利用する小学校就学前の子どもをカウント（年収360万未満相当世帯は、第1子の年齢は問わない。）



宮若市は、国の制度を上回り、全ての世帯に対して、18歳に達する3月31日までの児童をきょうだい児にカウントしています。

● 副食（おかず・おやつ等）費

第3子以降 全世帯無料	第1子・第2子 年収360万円未満相当世帯無料
----------------	----------------------------

8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

令和元年10年1月～ 内閣府の幼児教育・保育 無償化スタート(2)

●幼稚園の預かり保育

・前提として、無償化の対象となるためには、居住市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

・幼稚園の利用に加え、利用日数(※)に応じて、月額1.13万円(満3歳になった日から最初の3月31日までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額1.63万円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償。

(※) 預かり保育の利用日数が1カ月間で25日以内の場合は、その利用日数に450円を乗じた額が月額上限額。

●認可外保育施設等

・幼稚園の預かり保育と同様に、無償化の対象となるためには、前提として、居住市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

・3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無料になります。

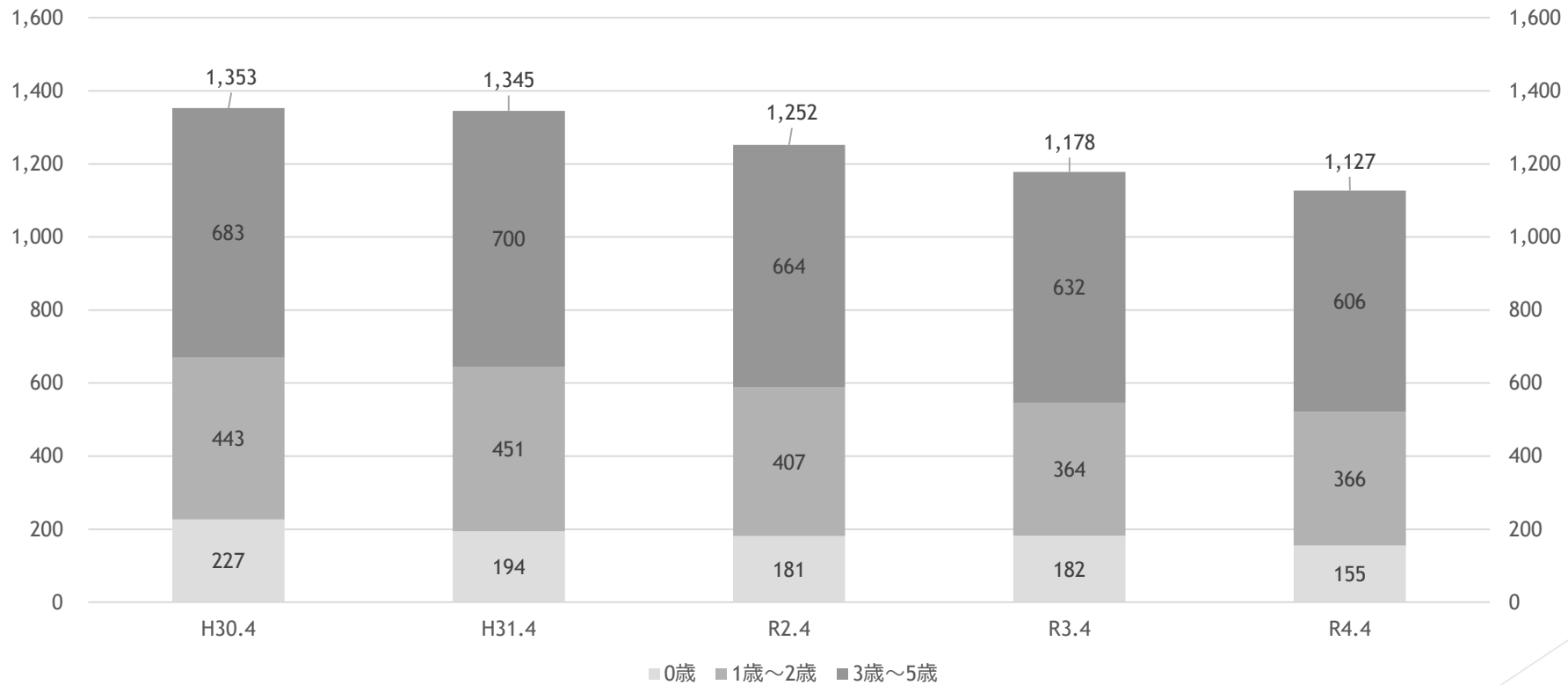
・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

宮若市の児童数について

平成30年4月1日と
令和4年4月1日との
比較で▲226人

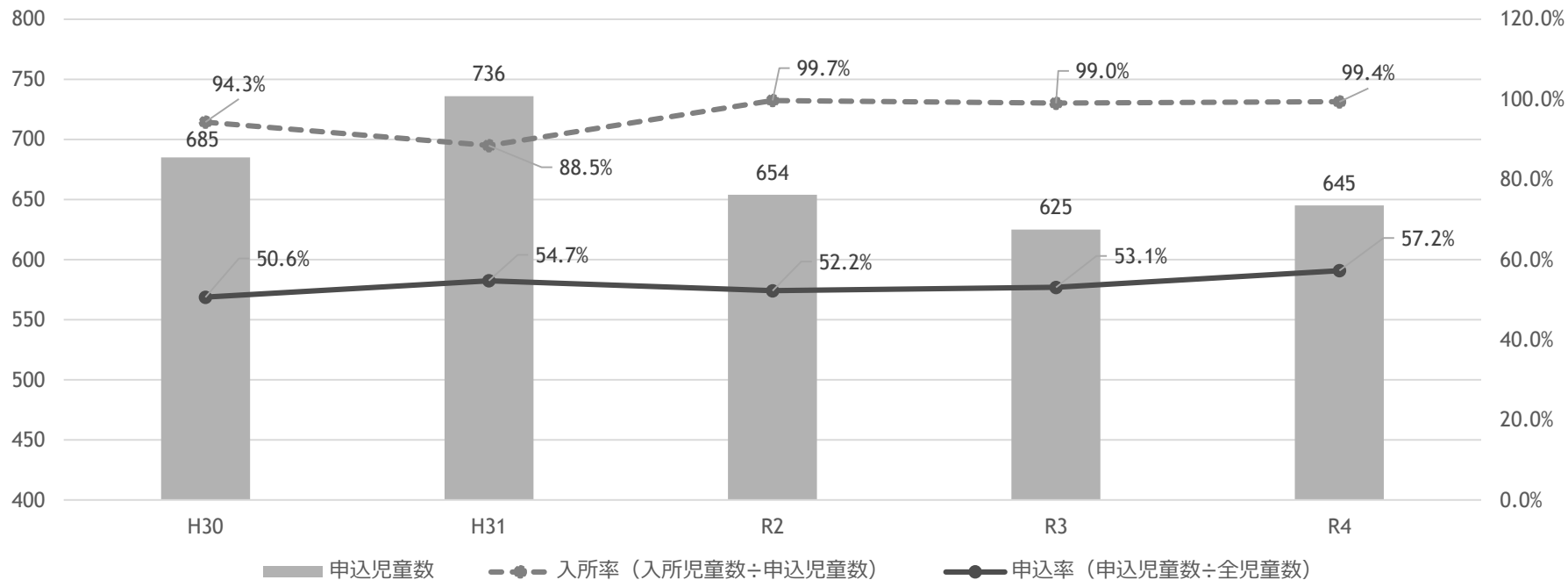
宮若市の児童数の推移



8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

宮若市の保育所入所申込児童数について

宮若市の保育所入所申込児童数等の推移



- ・無償化の開始年度である平成31年度（令和元年度）は、申込児童数が増加し、入所率が88.5%に低下（多数の待機児童が生じました）
- ・令和2年度以降は入所率が99%を超え、待機児童は生じませんでした。（希望する園が空くまで入所を待つ未入所児童は数名生じました。）
- ・令和4年度は申込率が上昇し、保育を必要とする保護者の割合が増加しました。

8. 議題 (1) 国の施策と宮若市の現状について

今後の課題について

- ・令和2年度から令和4年度までの間、年度当初（4月1日時点）は待機児童が生じていません。児童の減少が続いていること、企業主導型保育施設の設置が進んだことにより、受け皿となる施設については、現状として、大きな過不足がない状況となっています。
- ・ただし、育休からの復職や転入を要因として、年度の途中から0歳児を主として待機児童が増えてきます。
- ・また、令和3年度の以降の出生数に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響も少なからず考えられます。
- ・市としては、以下の取組を中心に保育ニーズを満たせるよう実施していくことが必要であると考えます。

●保育士確保対策の実施

- ・保育士不足で定員を満たせない状況の解消
- ・新規就労や働きやすい職場づくりへの支援

8. 議題

(2) ひよこ保育園の認可について

- 開所日 令和4年10月1日予定
- 設置者 医療法人 相生会 宮田病院
- 設置場所 宮若市本城（宮田病院の敷地内）
- 事業形態 事業所内保育事業（地域型保育事業の一つ）
- 設置者の意向等
 - ・ひよこ保育園は現在、従業員の子どもを預かる「届出保育施設（認可外保育所）」として運営している。
 - ・地域型保育事業として認可を受け、地域枠を設け、待機児童対策に貢献したい。
 - ・地域型保育給付費の対象として安定的な運営を行いたい。
- 市としてのメリット
 - ・0歳～2歳までは年度途中からの申込で待機児童が発生しており、地域枠がその対策になる。
 - ・これまでも休日保育（日曜日や祝日の保育）を実施されており、これまで受け皿のなかった保育ニーズに対応できる。

8. 議題

(2) ひよこ保育園の認可について

- 受入児童の年齢 0歳～2歳
- 利用定員 24人（従業員枠：18人、地域枠：6人）

地域枠の年齢別利用定員

0歳：2人、1歳：2人、2歳：2人

- 量の見込と確保について

	R4	R5	R6	
ア 量の見込（0～2歳時の4月1日時点。R4は実績値）	236	240	216	
イ 確保	ひよこ保育園開所前（※） （認可保育所4園・認定こども園1園・ 企業主導型保育施設（地域枠）5園）	289	289	289
	ひよこ保育園（地域枠）	6	6	6
	合計	295	295	295
差（イの合計－ア）	59	55	79	

※認可保育所・認定こども園は利用定員で計上。

8. 議題

(3) 「第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理及び中間見直しについて

- ・内閣府の子ども・子育て新制度に基づき、市町村単位で「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。子育て支援のニーズを把握し、計画的に子育て支援を行うための計画です。
- ・第2期計画期間：令和2年度～令和6年度までの5カ年
(第1期計画期間：平成27年度～令和元年度の5カ年)
- ・毎年、計画の進行管理を行い、子ども・子育て会議に報告しています。また、令和4年度は第2期計画の中間年度に当たるため、計画の見直しを実施する必要があります。これも子ども・子育て会議にて内容を確認していただく必要があります。
(これらに関しては、資料②を準備していますので、ご確認ください。)

8. 議題

(4) 第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画 「次世代育成支援行動計画分」進行管理について

- ・「子ども・子育て支援事業計画」では、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を同時に定めています。これは、国の定める行動計画策定指針に即して、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代を育成するために実施する市町村の事務・事業を定めた計画です。
- ・毎年、計画の進行管理を行い、子ども・子育て会議に報告をしています。（これらに関しては、資料③を準備していますので、ご確認ください。）